

割引関係

② 知的障害者旅客運賃割引の取扱いについて

2016. 4. 1 制定
2017. 4. 1 改正
2018. 4. 1 改正
2019. 3. 16 改正
2020. 3. 16 改正
2021. 4. 1 改正
2022. 2. 25 改正

標記について下記のとおり取扱う。

1. 割引の取扱いをする知的障害者の範囲

療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳（発行自治体によりカード化されたもの、「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」（令和4年1月18日国鉄事第602号国土交通省鉄道局長通知）でマイナンバーAPIと連携しているスマートフォン用アプリケーションソフトを含む。以下同じ。）の交付を受けているものをいう。

2. 前項の知的障害者を、次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に分ける。

(1) 第1種知的障害者

- ① 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度の者。
- ② 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し知能指数がおおむね50以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度の者。

(2) 第2種知的障害者

前各号以外の者。

(3) 介護者

- ① 知的障害者が、第1種知的障害者及び定期券を使用する12歳未満の第2種知的障害者であるときは、知的障害者1人に対して、1人の介護者を付けることができる。この場合、知的障害者が車いすを使用しているときは、当社線内に限り、介護者は2人まで認める。
- ② 介護者とは係員が認めた介護能力のある者で、知的障害者と購入する

割引関係

乗車券の種類・乗車区間及び有効期間等が同一で、かつ、同時に購入するものでなければならない。

ただし、特別割引用 IC カードで乗車する知的障害者が車いすを使用する場合で、介護者が 2 人となる場合、そのうちの 1 人の乗車券については、第 4 項第 1 号による。

また、知的障害者に対して通学定期券を発売する場合でも、介護者に発売する定期券は、通勤定期券に限る。

3. 割引取扱区間

- (1) 当社線……全線
 - (2) 他社線……連絡運輸区域内
- (注) 大阪市高速電気軌道線および京都市交通局線を除く。

4. 割引乗車券の発行方

(1) 普通乗車券

券売機又は、特別補充券等により発行し、発売時あるいは乗車時に療育手帳を確認する。特別補充券により発行する場合には次の表示をする。

- ① 知的障害者が介護者とともに乗車する場合
知的障害者には $\textcircled{\text{育}}$ 、介護者には $\textcircled{\text{護}}$ と表示。
- ② 知的障害者が単独で乗車する場合
知的障害者に $\textcircled{\text{療}}$ と表示。

(2) 回数乗車券

京阪線は券売機（旅客営業規則（以下「規則」という。）第 90 条第 1 項第 1 号に定めるもの）により発行し、大津線は一般用回数券（規則第 90 条第 1 項第 2 号に定めるもの）により発行するものとし、発売時に療育手帳を確認する。一般用回数券により発行する場合には券面に $\textcircled{\text{割}}$ と表示する他、割引の表示をする。

(3) 定期乗車券

知的障害者手帳の呈示により発売する。知的障害者には $\textcircled{\text{育}}$ 、介護者には $\textcircled{\text{護}}$ と表示する。

(注) 知的障害者の小児定期券は、割引を行わないが、乗車券面に所定の表示をする。

割引関係

5. 割引乗車券の種類および割引率

種別	乗車券	割引内容		
第1種知的障害者	単独	普通	○片道 101 キロ以上旅行のとき	5 割引
		回数券	×	
		定期	×	
	介護者つき	普通	○知的障害者・介護者とも ○知的障害者が乳幼児の場合は、知的障害者は無賃、介護者は	5 割引
		回数券	○知的障害者・介護者とも ○知的障害者が乳幼児の場合は、知的障害者は無賃、介護者は	5 割引
		定期	○知的障害者・介護者とも ○知的障害者が小児の場合は介護者のみ ○知的障害者が乳幼児の場合は、知的障害者は無賃、介護者は (注)知的障害者には、通勤又は通学定期券を発売するが介護者には通勤定期券に限り発売する。	5 割引 5 割引 5 割引
第2種知的障害者	単独	普通	○片道 101 キロ以上旅行のとき	5 割引
		回数券	×	
		定期	×	
	介護者つき	普通	×	
		回数券	×	
		定期	○知的障害者が小児の場合は介護者のみ ○知的障害者が乳幼児の場合は、知的障害者は無賃、介護者は (知的障害者が大人の場合は割引をしない。)	5 割引 5 割引

6. 乗車券の効力

知的障害者が単独で旅行できる場合を除き、知的障害者と介護者が同一列車によって旅行する場合に限り有効とする。

7. 療育手帳の携帯

乗車券購入の際及び乗車中は療育手帳を携行して、係員が請求するときは、いつでも呈示しなければならない。

8. 払いもどし及び乗車変更

知的障害者と介護者について、同時に取扱いをする場合に限り、所定通り取扱う。

割引関係

9. 報告方

知的障害者に対する乗車券を発売した場合は、日報で報告する。

10. 知的障害者が単独で旅行できる場合の取扱い

知的障害者が単独で当社線と西日本線（連絡運輸区域内）を通じて片道101キロ以上旅行するため、普通券購入の際、療育手帳を呈示したときは、5割引により割引乗車券（普通券）を発売する。

附 則

〔旅客の輸送契約条件の変更〕

- 1 経済情勢などの外的環境が変化した場合、又は当社の経営・運営状況に変化があった場合、その他の合理的必要性がある場合は、内容について変更することがある。
- 2 前項による変更に際しては、当社ホームページ等その他相当な方法で予め周知する。

割引関係

[参 考]

○療育手帳の様式

療 育 手 帳

○○○県(市)

写真(縦4cm×横3cm)を貼附して上半身を写したものを

第 号 年 月 日交付
平成 年 月 日
氏 名
明治 大正 昭和 平成

○○○県(市) 印

- (1) -

本 人			
性別	住 所		
男 女			
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額		第一種、第二種知的障害者	
保 護 者			
氏 名	続 柄	職 業	電 話
住 所			
- (2) -			

- (注) ① 「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の欄が第1種あるいは第2種であるかを確認する。
- ② 様式については各都道府県により些少の違いがある。

割引関係

○療育手帳カードの様式の一例（山口県発行）

療育手帳 山口県 第 号	
氏名	交付 再交付
住所	生 性別
保護者氏名	続柄
住所	
障害の程度(総合判定)	
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額	
航空割引	
判定年月日	山口県
判定機関	公印 1.2 × 1.2 cm
合併障害	身体障害 級
次の判定年月	

写真
2.7 × 2cm

85 mm

53 mm

- (注) ① 「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の欄が第1種あるいは第2種であるかを確認する。
- ② 様式については各都道府県により些少の違いがある。

○スマートフォン用アプリケーションソフトの画面様式については、「身体障害者旅客運賃割引の取扱いについて」を参照のこと。